

議案第 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年2月26日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年2月26日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 財産の種類   | パーソナルコンピュータ（71台及び周辺機器一式）                 |
| 2 納入場所    | 三朝町立東小学校他町内町立小・中学校                       |
| 3 契約の相手方  | 倉吉市広栄町941番地5<br>株式会社 衣笠商会<br>代表取締役 衣笠 一彦 |
| 4 契約金額    | 19,379,220円                              |
| 5 納入期限    | 平成14年3月15日                               |
| 6 契約締結の方法 | 指名競争入札                                   |